

米国・欧州・韓国における画面デザイン保護の状況

下表は、米国、欧州、韓国の画面デザイン保護の状況と我が国意匠制度による画面デザイン保護の状況を対比的に示したものである。

【図 1：各国意匠制度による画面デザイン保護の比較】

		日本	米国	欧州	韓国	
					改正前	改正後 ¹
実体審査				×	分野別無審査 (画面デザインは×)	
物品との 一体性要件	画面デザイン 保護の態様	物品の 部分	製造物品のため の装飾的 デザイン	画面デザイン 自体	物品の部分	画面デザイン 自体
	流通時の 一体性	必要	不要と思われる	不要	不要と 思われる	不要
権利範囲	同一・類似物品 での表示					
	その他物品で の表示	×	× (Claim の記載 によっては実質 的に全ての物品 に権利が及ぶ)		×	
機能・操作要件		あり	なし	なし	なし	なし
一出願に含めることのできる 意匠・物品の数		一意匠 (一物品)	1 Claim により 単一のデザイン コンセプトに基 づく複数の実施 態様について保 護を受けること ができる	同一ロカルノ クラス内の複 数の意匠(上限 なし)	同一分類で 20 意匠まで	同一ロカルノ クラス内で 100 意匠まで

(1) 米国

意匠制度の概要

米国の意匠制度は米国特許法(35U.S.C.)の一部として規定されている。発明についての特許である実用特許と同様に、意匠特許についても新規性や非自明性等の審査がなされる。

¹ 2012 年 2 月現在国会審議中。

意匠の定義と保護可能な画面デザインの範囲

意匠特許の保護対象は「製造物品のための装飾的デザイン」とされており（特許法171条）²、物品自体ではなく、物品に応用または具現化されたデザインが保護の対象となる³。これを画面デザインについてみると、物品から離れた画面デザイン単体では保護の対象とはならないが、画面デザインが物品に表示された状態であれば保護の対象となりうる（MPEP1504.01）⁴。また、画面デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていない。このため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画面デザインであっても保護の対象となり得る。

権利範囲

運用上、例えば「コンピューター表示画面上のアイコン」や「コンピューターディスプレイのためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース」といった物品名が許容されており、表示画面に表示される画面デザインについては「物品に具現化されたもの」として登録を受けることができる。このような権利は画面デザインを表示することができる多様な物品や無体物であるソフトウェア等に及ぶことが考えられ、画面デザイン自体を保護対象とした場合と同様の広い権利範囲を有している可能性がある。

一出願に含めることができる意匠・物品の数

1つの意匠特許出願には、1つのClaimしか含めることができない（MPEP1502.01）⁵。しかし、1つのClaimにより単一のデザインコンセプトに基づく複数の実施態様について保護を受けることができる（MPEP 1504.05）⁶。また、最近の実務では、Title及びClaimに複数の物品名を記載することが認められている。

このため、“画面デザインのみを表す図”と“その画面デザインが機器に表示された状態を表す図”を一出願に含めた登録例や、“アイコンのみを表す図”、“アイコンが機器に表示された状態を表す図”、及び“アイコンの絵柄が機器本体の表面に印刷された状態を表す図”を一出願に含めた登録例が存在する。

² “Whoever invents any new, original and ornamental design for an article of manufacture may obtain a patent therefor...”



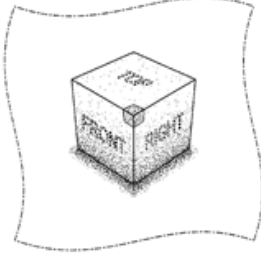
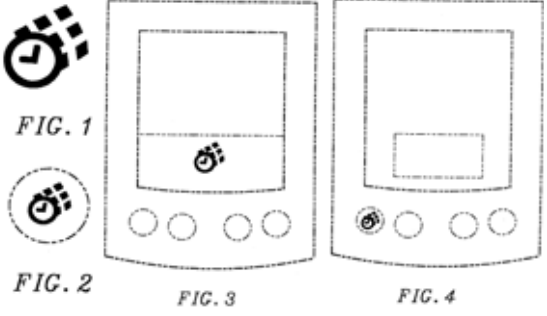
³ “In a design patent application, the subject matter which is claimed is the design embodied in or applied to an article of manufacture (or portion thereof) and not the article itself”.

⁴ “Thus, if an application claims a computer-generated icon shown on a computer screen, monitor, other display panel, or a portion thereof, the claim complies with the “article of manufacture” requirement of 35 U.S.C. 171.”

⁵ “(C)Design patent applications include only a single claim...”

⁶ “...a design patent application may only have a single claim**>. More than one embodiment of a design may be protected by a single claim. However, such embodiments may be presented only if they involve a single inventive concept according to the obviousness-type double patenting practice for designs.”

【図 2 : 米国意匠特許の登録例】

	
<p>D599,372 CLAIM The ornamental design for a graphical user interface for a display screen of a communications terminal, as shown and described.</p>	<p>D626,142 CLAIM The ornamental design for a user interface for a computer display, as shown and described.</p>
 <p>(Fig.1-10 まであり)</p>	 <p>Title 及び Claim に複数の物品名が記載された登録例</p>
<p>D623,657 CLAIM The ornamental design for a transitional user interface for a portion of a display screen, as shown and described.</p>	<p>D473,237 CLAIM The ornamental design of an surface ornamentation for a handheld computer or computer-generated icon for a handheld computer, as shown and described.</p>

(2) 欧州

意匠制度の概要

登録共同体意匠権は、欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs): OHIM) へ出願し、登録することにより発生する。ただし、登録前には原則方式審査のみが行われ、保護要件の一部 (保護対象であるか、公序良俗に反しないかの2点) については方式審査の際に商標意匠庁が気付いたときは出願が拒絶されるが (欧州共同体意匠理事会規則第 47 条、第 48 条) その他の保護要件については、登録後、欧州共同体商標意匠庁への無効宣言

の請求又は侵害訴訟手続における反訴により判断される。

意匠の定義と保護可能な画面デザインの範囲

「意匠」は「製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるもの」と定義されている（欧州共同体意匠理事会規則第3条(a)）。無体物である画面デザインも「製品⁷」に該当するものと解されており、グラフィカル・ユーザー・インターフェースやアイコン等の画面デザイン自体が保護対象となっている。また、画面デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていないため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画面デザインであっても保護の対象となり得る。

権利範囲

画面デザイン自体が保護対象となっているため、画面デザインを表示するあらゆる物品に権利が及ぶものと考えられる。また、製品の名称は意匠の保護範囲に影響を与えないこととされているため（欧州共同体意匠理事会規則第36条(6)）、電子的に表示された場合のみならず、製品に印刷した場合等にも権利が及ぶものと考えられる。

一出願に含めることができる意匠・物品の数

意匠を表すことができる図の数は、1意匠につき最大7図とされている（欧州共同体意匠委員会規則第4条(2)）。登録例を見ると、7図には、製品を表す6面図＋画面デザインを表す画像図といったもののほかに、アニメーションや画面遷移などを複数の図により表したものもある。

さらに、多意匠一出願制度が採用されており、一つの出願に、ロカルノ分類の同一クラスに含まれる複数の意匠を包含することができる。数の制限はない⁸（欧州共同体意匠理事会規則第37条）。これらの制度を利用することにより、バリエーションの意匠を一出願で権利化している事例が見られる^{9 10}。

また、製品の名称は複数記載することができる¹¹。前述の通り、製品の名称は意匠の保護範囲に影響を与えないこととされているが、複数の製品の名称を指定した登録例も見られる。

⁷ 「あらゆる工業製品又は手工芸品をいい、特に、複合製品に組み込まれることが意図されている部品、包装、外装、グラフィック記号及び印刷の書体等を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない」（欧州共同体意匠理事会規則第3条(b)）





⁸ ただし、電子出願の場合は99意匠まで。

⁹ 青木博通「欧州共同体意匠規則 市場志向型デザイン保護システムの概要とその後の進展」知的財産法政策学研究10巻194頁（2006年）

¹⁰ 2意匠目以降の登録手数料及び公告手数料は、10意匠目までは半額、11意匠目以降はさらにその半額となっている。http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/RCD/feesPayment/list_fees_en.pdf

¹¹ 出願時に製品名を記載していなくとも、出願後に補充することができる

【図 3：欧州共同体意匠の登録例】

			
登録番号： 1253264-0016 号 口カルノ分類：14.04 製品の表示： Icons for display screens	登録番号： 000378369-0001 号 口カルノ分類：14.04 製品の表示： Graphical user interfaces, Screen displays and icons	登録番号： 001236749-0001 口カルノ分類： 14.04 製品の表示： Icons for a display screen or portion thereof	登録番号：000154216-0005 口カルノ分類：14.04 製品の表示： Graphical user interfaces

多意匠を一出願とした例(全 57 意匠)

			
登録番号： 748694-0001 号 製品の表示：Animated graphical user interfaces	登録番号： 748694-0002 号 製品の表示：Graphical user interfaces	登録番号： 000748694-0003 号 製品の表示：Graphical user interfaces	登録番号： 000748694-0004 号 製品の表示： Icons

(口カルノ分類はすべて 14.04、0005～0057 は省略)

(3) 韓国

意匠制度の概要

韓国のデザイン保護法の保護対象は無審査登録品目と審査登録品目に分けられており、画面デザインは無審査登録品目とされている。このデザイン保護法については、現在、デジタル化・グローバル化という産業界の新しいニーズに対応した法改正を行っているところである¹²。

¹² 2012 年 2 月現在国会審議中。

意匠の定義と保護可能な画面デザインの範囲

現行法において、「デザイン」とは、物品〔物品の部分(第 12 条を除く)および文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起させるものをいう」と定義されている(デザイン保護法第 2 条第 1 項)。

現行法では、意匠審査基準において、画面デザインを表示した状態で工業上利用することができるデザインとして扱々とされており、画面デザインはモニター等の部分として登録を受けることができる。

なお、改正法では、ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けて、保護の対象をロカルノ協定で定める物品に拡大することを予定しており¹³。法改正後には、ロカルノ分類に含まれるグラフィカル・ユーザー・インターフェース(14-04)やグラフィック・シンボル等(32-00)¹⁴が物品に含まれることとなる。

現行法、改正法共に、画面デザインの保護の要件として、物品の機能又は操作との関連性は求められていないため、機能や操作と関係しない装飾のみを目的とする画面デザインであっても保護の対象となり得る。

権利範囲

例えば「画面デザインが表示されたコンピューター用モニター」として権利を取得することが可能であるが、このような権利が、コンピューター用モニターに他の物品を接続して画面デザインを表示する場合にまで及ぶか否かは、実例がないため不明である。法改正後にはグラフィカル・ユーザー・インターフェース等の画面デザイン自体が保護対象となるため、あらゆる物品に権利が及ぶことになるものと解される。

一出願に含めることができる意匠・物品の数

現行法では複数デザイン出願により、無審査登録品目に限り同一分類の 20 デザインまで 1 つの出願に含めることができる。さらに改正法では、ヘーグ協定加盟に向けて審査・無審査対象品目の区別なしにロカルノ分類の同一クラスに属する物品のデザインを 100 個まで 1 出願に含めることが可能となる予定である。

【図 4：韓国登録デザインの例】

		
登録第 3005460240000 号 画像デザインが表示された コンピューターモニター	登録第 3005445010000 号 画像デザインが表示された コンピューター用モニター	登録第 3005528870000 号 画像デザインが表示された 変電所監視および制御自動化システム

¹³ デザインの定義中の物品の記載について、「物品」とは、独立性のある具体的な工業又は手工芸製品、及び「産業デザインの国際分類に関するロカルノ協定」で定める物品」とすることが予定されている。

¹⁴ 2009 年 1 月 1 日に発効となったロカルノ分類第 9 版で追加された新クラス